

### 【被害児童の保護者に対して】

- 迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、当該児童の心のケアと安全確保について組織的に対応する。

### 【加害児童の保護者に対して】

- 正確な事実関係を聴取したら迅速に連絡し、被害児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## (5) 地域との連携

- 社会全体で児童等を見守るために、PTAや通学路見まもり隊、補導員等と日頃から連携を取り、地域で児童を健全に育成する体制をつくる。
- 鶴沼中学校区の小・中学校で生徒指導連絡会を組織する。各校に学校訪問を行うなど、いじめ等の生徒指導上の課題について校区の小中学校の共通理解を図り、連携して指導する体制を整備する。

## (6) 関係機関等との連携

- 市教育委員会やSSW（スクールソーシャルワーカー）、子ども家庭支援課、市少年センター、教育センター「すてっぷ」、警察、中央子ども相談センター、民生児童委員等と日頃から連携を取り、指導・助言を得たり、情報交換を行ったりして協力関係を築く。
- 相談機関との連絡窓口を明確にし、その係と学校や保護者との連絡を密にする。

## 4 **いじめ未然防止・対策委員会の設置**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

法の第22条を踏まえ、いじめ防止に関する措置を行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭を常任とし、非常任として教務主任、教育相談コーディネーター、関係学年主任、関係学級担任、その他必要と認める教職員、スクールソーシャルサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、関係機関職員を交え、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

必要に応じて委員会を開催する。

### ◆いじめ未然防止・対策委員会◆

【常任】 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭

【非常任】 教務主任、教育相談コーディネーター、関係学級担任、当該事案の関係学年主任、必要と認められる教職員、スクールソーシャルサポーター、スクールカウンセラー、PTA代表、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関職員